

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月30日
【会社名】	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
【英訳名】	Japan Tissue Engineering Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小澤 洋介
【本店の所在の場所】	愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
【電話番号】	0533(66)2020(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大林 正人
【最寄りの連絡場所】	愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
【電話番号】	0533(66)2020(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大林 正人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,001,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	75,500株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式です。 なお、当社は、単元株制度を採用しておりません。

（注）1．平成22年8月30日開催の取締役会決議に基づき発行するものであり、平成22年10月28日（木）開催予定の臨時株主総会による承認が条件となります。

2．振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株主募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	75,500株	4,001,500,000	2,000,750,000
一般募集			
計（総発行株式）	75,500株	4,001,500,000	2,000,750,000

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、組入資本額の総額は、会社法上の増加する基本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、2,000,750,000円であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
53,000	26,500	1株	平成22年10月29日（金）		平成22年10月29日（金）

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3．申込方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

4．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合は、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング	愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
蒲郡信用金庫 本店営業部	愛知県蒲郡市元町5番8号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,001,500,000	25,500,000	3,976,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用に含まれる主なものは、登録免許税、株主総会関連費用、弁護士費用です。

#### (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
運転資金	3,976	平成22年11月～平成25年3月
内訳 人件費	2,030	
借入金約定返済	915	
その他 (水道光熱費、委託試験費用等)	1,031	

(注) 平成22年11月より必要に応じて随時支出する予定であり、支出時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名称	富士フィルム株式会社	
本店の所在地	東京都港区西麻布二丁目26番30号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 古森 重隆	
資本金	40,000百万円	
事業の内容	イメージングソリューション（カラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、現像プリント用のカラーペーパー、薬品・サービス等）、インフォメーションソリューション（メディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料、インクジェット用材料等）の開発、製造、販売、サービス	
主たる出資者及びその出資比率	富士フィルムホールディングス株式会社	100%

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の社外監査役のうち1名が割当先の従業員（富山化学工業株式会社へ出向中）を兼務しております
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## c 割当予定先の選定理由

当社は、平成22年3月期初頭より、資本参画に加え、事業シナジーを得られること、既存株主の利益に反しないことを前提に、財務基盤の強化と経営の安定化を目指し、数社と資本提携並びに業務提携の可能性を模索してまいりました。その中で、平成21年5月より当社株主である富山化学工業株式会社（以下、「富山化学工業」といいます。）が、富士フィルム株式会社（以下「富士フィルム」といいます。）の兄弟会社であることから、富士フィルムを有力な候補先の一つとして協議を進めてまいりました。

当社が第三者割当の割当先に富士フィルムを選定した理由は、当該割当先が「医療・ライフサイエンス事業」を今後主要となる事業の一つとして位置付けていること、また当社の課題である財務基盤の強化を図るために必要な資本支援が可能である点などを総合的に勘案し決定いたしました。富士フィルムは、医療用デジタルX線画像診断システム、内視鏡システム、高機能性材料などを中心に実績と知見を有し、平成20年には当社株主でもあります富山化学工業をグループ会社化し、医療・ライフサイエンス分野に進出するとともに積極的に設備投資・研究開発を進めています。当社は、富士フィルムが本件により資本参画することだけでなく、研究開発や事業においても協働することにより、今後再生医療の産業化に向けてシナジーを発揮することができるものと判断いたしました。

## d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 75,500株

## e 株券等の保有方針

当社は割当先から、今回の当社株式の取得は、中長期の保有方針である旨の説明を受けております。なお、当社は割当先に対して、払込期日から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結する予定です。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当先の直近の財務諸表により総資産額、純資産額等の状況を把握した上で、割当先に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性等につきヒアリングを実施するとともに銀行預金残高書類を確認した結果、払込みに必要な自己資金を保有しており問題がないと判断しております。

## g 割当予定先の実態

第三者割当増資を行うに当たり、当該割当先との面談等の方法により、当該割当先が、東証1部上場会社の富士フィルムホールディングス株式会社の100%子会社であり、グループ行動規範において反社会的勢力との企業活動を行わない旨を定めていること等、当該割当先のコーポレートガバナンスに関する施策の実施状況について説明を受けることを通じて、割当先、当該割当先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

払込金額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日までの直近3か月間（平成22年5月31日から平成22年8月27日まで）に株式会社大阪証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格の平均の額57,452円にディスカウント率7%を乗じ、1株につき53,000円（千円未満切捨て）と決定いたしました。直前営業日の終値54,500円を算定基礎として適用しなかったのは、当社株式の流動性が低く、少額の取引高でも株価が大きく変動しやすいことから、特定の一時点を参考にするよりも一定期間の平均値を参考とするのが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。次に1か月の平均値（55,538円）を適用しなかったのは、当社が平成22年7月30日に発表した平成23年3月期第1四半期決算の内容が、当社株式のボラティリティの高さから必ずしも適正に反映されているとは言い切れない可能性があるためと判断したためです。6か月の平均値（61,217円）を適用しなかったのは、平成22年4月30日に発表した平成22年3月期の決算内容が反映される以前の株価がその算定に大きく影響を及ぼしており（算定期間の3分の1に相当）、当社の現状と乖離している可能性があるためです。また、「マイルストーン開示に係る事業計画について（平成23年3月期～平成25年3月期）（注1）」（以下、「マイルストーン開示に係る事業計画」といいます。）の発表が平成22年5月14日であり、株式会社大阪証券取引所JASDAQ NEO市場に属する当社の成長性の検討が十分にできない期間（算定期間の12分の5に相当）を含んでおり、基準とするのは適切でないとは判断いたしました。結果といたしまして3か月の平均値（57,452円）を算定期間として適用いたしましたのは、一定期間の平均株価という平準化された値を基準とすることが算定根拠として客観性が高く合理的であるとともに、6か月の平均値の場合のように適切ではないと考えられる期間を算入せず、しかも決算発表の内容及びマイルストーン開示に係る事業計画の内容が反映されており、1か月平均の場合のようなボラティリティの高さをも平準化するものであると判断したためです。

今回の払込金額に係るディスカウント率は、直前営業日2.8%、1か月平均4.6%、3か月平均7.7%、6か月平均13.4%となります。6か月平均のディスカウント率は13.4%となるものの、前述のとおり6か月平均を算定根拠とすることは、当社の現状と乖離している可能性が高いものと判断しております。ディスカウント率を7%といたしましたのは、当社を取り巻く事業環境、最近の業績、割当株式数等を総合的に勘案し、割当先との間における独立した交渉を経て決定いたしました。今回当社の株式発行に関し、前述のとおり適切ではないと判断しています算定期間6か月平均の場合を除き、その他の場合のディスカウント率は全て10%未満となっており、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。従いまして当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

上記払込金額の決定にあたっては、富士フィルム株式会社（以下「富士フィルム」といいます。）の従業員（富山化学工業株式会社へ出向中）を兼務する監査役1名を除き、本件第三者割当に関する取締役会に出席した監査役2名（いずれも社外監査役）からは、富士フィルムとの交渉経緯は適時に説明を受けており、払込金額の算定根拠とその内容について説明を受けた上で、当社を取り巻く事業環境、最近の業績、割当株式数、当社株式のボラティリティ等を総合的に判断し3か月平均としたことは適切であり、ディスカウント率も7%としていることから、払込金額が割当先に特に有利でない旨の意見を得ております。

（注）1 マイルストーン開示とは、株式会社大阪証券取引所JASDAQ NEO市場に上場する会社が行う、事業計画の進捗状況及び当該計画の達成又は未達成の要因並びに今後の進捗についての見通し及び前提条件等の開示のことをいいます。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当により割り当てられる株式に係る議決権の数（当社普通株式75,500株に係る議決権75,500個）に、本届出書の提出日前6か月以内である平成22年3月1日に行なわれた第三者割当により割り当てられた株式等に係る議決権の数（当社普通株式6,000株に係る議決権6,000個、以下「加算議決権数」といいます。）を加えた数を、本届出書提出日現在の当社の総株主の議決権数（107,301個）から加算議決権数6,000個を控除した数（101,301個）で除した数は、0.804となるため、本件第三者割当は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当します。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
富士フイルム株式会社	東京都港区西麻布2丁目 26-30	0	0	75,500	41.30
株式会社ニデック	愛知県蒲郡市拾石町前浜 34-14	21,136	19.70	21,136	11.56
富山化学工業株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目 2-5	8,292	7.73	8,292	4.54
株式会社INA X	愛知県常滑市鯉江本町5丁 目1	4,492	4.19	4,492	2.46
三菱UFJキャピタル株 式会社	東京都中央区京橋2丁目 14-1	4,350	4.05	4,350	2.38
ジャフコ・バイオテクノ ロジー 1号投資事業有限責任組 合	東京都千代田区丸の内1丁 目8-2	2,015	1.88	2,015	1.10
中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町14-6	2,000	1.86	2,000	1.09
前田 陽子	埼玉県川越市	1,600	1.49	1,600	0.88
三井住友海上火災保険株 式会社	東京都中央区新川2丁目 27-2	1,500	1.40	1,500	0.82
ガステックサービス株式 会社	愛知県豊橋市駅前大通1丁 目55	1,500	1.40	1,500	0.82
計		46,885	43.69	122,385	66.95

(注) 1 平成22年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年3月31日現在の発行済み株式総数に、本第三者割当による新株式発行により増加する株式数(75,500株)を加えて算出した数値です。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行なうこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、医療の質的変化をもたらすティッシュエンジニアリング（組織工学：生きた細胞を使って、本来の機能をできるだけ保持した組織・臓器を人工的に作り出す技術）をベースとし、薬事法が適用される「再生医療製品事業」と、薬事法が適用されない「研究開発支援事業」を行っております。再生医療製品事業としては、現在、自家培養表皮（製品名ジェイス）、自家培養軟骨、自家培養角膜上皮の3つの製品の開発を進めております。自家培養表皮ジェイスにつきましては、我が国初の再生医療製品として平成21年1月より保険適用を受け上市いたしました。ジェイスは、保険算定に関する留意事項（注）1として算定限度（一連につき20枚を限度とする）や施設基準（特定の施設基準の届け出を行っている医療機関のみが使用可能）等が付与されていますが、徐々に販売実績を積み重ねています。平成23年3月期は、平成22年4月1日の診療報酬改定により、保険算定に関する留意事項の施設基準が緩和されたことを受け対象施設が大幅に増加いたしました。自家培養軟骨は、障害を受けた膝関節軟骨の補綴（ほてつ）・修復及び関節機能の改善を目的として、平成21年8月に製造販売承認申請を厚生労働省に行いました。自家培養角膜上皮は、平成19年5月に治験前の確認申請を厚生労働省に提出いたしました。研究開発支援事業としては、平成17年4月より研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの製造販売を行っております。

平成22年3月期におきまして当社は、売上高211百万円、経常損失1,096百万円、当期純損失1,099百万円を計上し、期末現金及び預金残高は1,475百万円となりました。当社は、平成22年5月14日公表のマイルストーン開示に係る事業計画におきましても損失計上を予定しております。また、当社が現在抱える課題として、ジェイスが重症熱傷の治療を目的とすることから市場規模が限定的であることや、受注後の患者死亡が多く発生するなどが挙げられます。また、将来のリスクとして、自家培養軟骨の承認時期、適応症、保険収載（注）2の有無および収載価格等が現時点では不明であり、当社の想定どおり

進まない可能性を否定できないことが考えられます。

このように再生医療製品事業が薬事承認を必要とする時間軸の長い事業であることを鑑み、当社は自己資本の充実による財務基盤の強化が重要であると考え、多様な資金調達手段を検討してまいりました。調達手段のうち公募増資に関しては、資金調達が一時に可能となる一方、株価に対しての直接的な影響が大きく、また当社が期待する事業面でのシナジーが得られないと考えられること、新株予約権や新株予約権付社債に関しては、株式に転換されない限り資本が増強されないこと、また銀行借入れに関しては、当社の信用力から今後さらに多額な調達をすることは難しいことなどが課題として挙げられました。当社はこれらの諸要素を総合的に判断した結果、今後の事業の進捗において必要とされる資金需要を充足するため、迅速且つ確実な手段として第三者割当による資金調達が現時点では最良の選択であると判断いたしました。

本年3月に実施いたしました第三者割当は、既報のとおりジェイスの製造販売後臨床試験費用および本社棟培養施設等に充当することを目的としたものです。一方、本件第三者割当は、当社財務基盤を強化し、さらに安定した経営基盤を構築することにより、今後事業を拡大させることを目的としています。

当社の現在の発行済株式総数は107,301株であり、総議決権数は、107,301個であります。本件第三者割当による新規発行株式数は75,500株であり、これは現在の総議決権数の70.3%に相当いたします。しかしながら、上記のとおり、本件第三者割当により調達された資金を株主資本に充当することにより、自己資本の充実が見込まれることから、本件第三者割当は、当社の財務基盤を安定させるとともに、今後の事業拡大及び企業価値向上に寄与するものと考えられ、中長期的な観点からは当社の既存株主の皆様への利益に資するものと考えております。資金調達を迅速かつ確実に実行するためにも第三者割当の方法が最適であり、当該規模の株式の希薄化は、合理的な水準であると判断いたしました。

(注) 1 保険算定に関する留意事項：

(平成21年1月1日から平成22年3月31日)

ア 自家植皮のための患部面積が確保できない重篤な広範囲熱傷で、かつ、受傷面積として深達性 度熱傷創及び 度熱傷創の合計面積が体表面積の30%以上の熱傷の場合であって、創閉鎖を目的として使用した場合に、一連につき20枚を限度として算定する。

イ 深達性 度熱傷創への使用は、 度熱傷と深達性 度熱傷が混在し、分けて治療することが困難な場合に限る。

ウ 凍結保存皮膚を用いた皮膚移植術を行うことが可能であって、広範囲熱傷特定集中治療室管理料の施設基準の届出を行っている保険医療機関において実施すること。

エ ヒト自家移植組織を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。

(平成22年4月1日以降)

ア 同上

イ 同上

ウ 凍結保存皮膚を用いた皮膚移植術を行うことが可能であって、救命救急入院料3、救命救急入院料4又は特定集中治療室管理料2の施設基準の届け出を行っている保険医療機関において実施すること。

エ 同上

(注) 2 保険収載：

わが国の医療制度を支えるシステムとして、医療機関が保険診療を行う場合の診療報酬制度があります。保険の適用を希望する場合には、製造業者等は製造販売承認を受けた後に保険適用希望書を厚生労働省に提出し、審査を受けます。審査の結果、保険適用が認められることを保険収載といいます。

(2) 大規模な第三者割当を行なうことについての判断の過程

当社は、財務基盤を安定させ経営の安定化を図ることが、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様利益に資するものと考えており、そのためには迅速且つ確実な方法として本件第三者割当が最適であると判断いたしました。また、本件第三者割当は、大規模な第三者割当に該当することから、本件第三者割当については、平成22年10月28日開催予定の当社臨時株主総会の承認を得ることにより、その必要性及び相当性について、株主の意思の確認を行います。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク

組込情報の有価証券報告書（第12期事業年度）及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書（以下、「本届出書」といいます。）提出日（平成22年8月30日）までの間において以下の事項が追加となっております。当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。また、以下に記載した事項のうち将来に関する事項については、本届出書提出日現在で判断したものです。

#### (1) 株式価値の希薄化について

当社は、平成22年8月30日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。当該第三者割当増資では発行済株式総数の70.3%に相当する75,500株を発行いたしますが、これにより1株あたりの株式価値が希薄化いたします。その結果、株式市場における需給バランスに変動を生じ、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

#### (2) 筆頭株主の異動について

当該第三者割当増資が完了した場合には、割当予定先である富士フィルムが当社の総議決権の41.3%を保有する筆頭株主となります。そのため、当社の事業運営のガバナンスに影響を与える可能性があります。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期事業年度）の提出日以降、本届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております（平成22年6月23日）。

#### (1) 提出理由

当社第12回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### (2) 報告内容

当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月22日

当該決議事項の内容

第1号議案 監査役1名選任の件

監査役として石川俊一郎氏を選任する。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として有馬義雄氏を選任する。

第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

## 第4号議案 スtock・オプションとして新株予約権を付与する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	66,921	175	0	（注）1	可決（96.7%）
第2号議案	66,825	271	0	（注）1	可決（96.5%）
第3号議案	65,046	2,050	0	（注）2	可決（93.9%）
第4号議案	65,843	1,253	0	（注）3	可決（95.1%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期 第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月23日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング  
取締役会 御中監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松井 夏樹
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 晴久
----------------	-------	-------

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月6日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月22日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水上 圭祐
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 晴久
--------------------	-------	-------

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月20日付で資金の借入を実施している。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月12日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。